

第1回 秋田駅西口駅前広場改修事業検討委員会

日時：平成30年9月27日(木) 10:00～

場所：秋田市庁舎3階 3-D会議室

次 第

- 1 開会
- 2 建設部長あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 秋田駅西口駅前広場改修事業検討委員会設置要綱について
- 5 委員長・副委員長の選出について
- 6 委員長あいさつ
- 7 改修素案の検討（車両動線の検討）
- 8 閉会

秋田駅西口広場改修事業検討委員会

委員名簿

区 分	氏 名	所 属	職 名
学 識	おりた じんすけ 折田 仁典	秋田工業高等専門学校	名誉教授
学 識	こすぎ えいじろう 小杉 栄次郎	秋田公立美術大学	教 授
市民団体	たかはし よしたけ 高橋 善健	秋田観光コンベンション協会	専務理事
市民団体	ひらさわ たかお 平澤 孝夫	秋田駅前広小路商店街振興組合	理事長
市民団体	さ さ き としひさ 佐々木 利久	秋田駅西口活性化事業協同組合	理事長
関係団体	ながい ひろゆき 永井 広幸	秋田中央警察署	署長
関係団体	とやま あきら 外山 章	東日本旅客鉄道株式会社	総務部 企画室長
行 政	あきやま なおこ 秋山 尚子	秋田市 観光文化スポーツ部	部 長
行 政	たばた はるお 田畑 治夫	秋田市 都市整備部	部 長
行 政	ひらやま よしなお 平山 義尚	秋田市 建設部	部 長

秋田駅西口駅前広場改修事業検討委員会設置要綱

〔平成30年8月1日〕
市長 決 裁

(設置)

第1条 秋田駅西口駅前広場改修事業の基本計画・基本設計(以下「計画」という。)を策定するため、秋田駅西口駅前広場改修事業検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体および市民団体者
- (3) 別表に掲げる者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 第 3 条第 1 号の委員以外の委員は、会議に代理人を出席させることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、建設部道路建設課に置き、会務を処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、計画策定の日をもって、その効力を失う。

別表（第 3 条関係）

役 職
秋田市観光文化スポーツ部長
秋田市都市整備部長
秋田市建設部長